
■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 246

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //

- 1・2021年12月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～ゾーン30での事故は過失割合が高くなりますか？
- 3・交通事故の裁判事例～路側帯で転倒した自転車と車の事故の過失割合は？
- 4・今日の朝礼話題～朝日で眩しいときは慎重な運転を
- 5・【好評発売中】手帳「2022トラック運行管理者手帳」
- 6・【好評発売中】手帳「2022バス運行管理者手帳」
- 7・【好評発売中】単行本「『心のまなび』から考える交通安全教育」

// //

★12月前半の安全管理ごよみ

- ◆11月16日（火）～1月10日（月・祝）
——第61回「正しい運転・明るい輸送運動」（全日本トラック協会）
- ◆1日（水）～1月15日（土）
——令和3年度年末年始無災害運動（中災防）
- ◆1日（水）～1月31日（月）
——陸上貨物運送事業「年末・年始労働災害防止強調運動」（陸災防）
- ◆8日（水）
——一般社団法人交通科学研究会 2021年度・研究発表会
- ◆10日（金）～1月10日（月・祝）
——年末年始の輸送等に関する安全総点検（国土交通省）

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2021/11/10/dec-2021-kongetsu-untankenri/>

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第97回「ゾーン30で事故を起こすと過失割合は高くなりますか？」

【質問】

弊社の社屋は、歩車道の区別のない狭い道路（ゾーン30）に面しています。このような立地ですと、歩行者や自転車との事故が心配になり、時速30キロ制限よりも速度を抑えた20キロでの走行を義務付けています。万が一、ゾーン30で事故を起こした場合、一般の生活道路に比べて、過失は重くなるのでしょうか？

【回答】

ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、特定の区域（ゾーン）を定め、そのゾーンにおける最高速度を時速30キロメートルとする速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2021/11/01/houritsu-97-zone30/>

■交通事故の裁判事例

今回は、路側帯にはみ出して設置された看板に接触して転倒した自転車が走行してきたトラックに衝突した事故で、トラックの注意義務違反が争われた事例を紹介します。

『路側帯で転倒した自転車との事故でトラックに8割の過失を認定』

【事故の状況】

平成28年5月16日午前8時25分ごろ、Aは中型トラックを運転して東京都小金井市の道路を走行していました。道路左側には幅員約1mの路側帯があり、対向進行してきた自転車B（事故時21歳・大学生）の右グリップが路側帯に20cm程度はみ出して設置してある看板に接触して車道に転倒し、A車の左側部とBの身体が衝突し、Bは脳挫傷等により死亡しました。

Bの両親はAに対して、Bが走行していた路側帯には電柱やはみ出して設置された看板により狭い部分があり、これら付近ですれ違うことがないようにスピードを調節するとともに、Bと安全な側方間隔を保って走行する義務を怠ったとして損害賠償を求めました。

これに対してAは、Bが前方で転倒したのであれば回避する余地はあるが、走行中の車両の側面に突発的に接触してきている以上回避できる余地はなく、結果回避義務違反はないなどと反論しました。

【裁判所の判断】

「事故が起きた道路は、車道の幅員が2.9m、路側帯の幅が約1mの狭い道路であり、路側帯には電柱や看板などにより狭い部分があり、Aは前方33.8mを走行している時点で電柱を避けて車道に出てきたBを認識したのであるから、Bの動静を注視し適宜スピードを調節するとともに、不安定な走行をすることも考えられる自転車Bと、安全にすれ違って走行できるように注意すべき義務があった」

「一方、Bも現に電柱を避けて道路に出なければ直進走行できない状況にあったことを認識し得たのであるから、対面進行してくるA車の動静を注視し、自分が走行する路側帯内の状況にも注意したうえで、対向車であるA車と安全にすれ違って走行すべき注意義務があった」

「上記過失の内容、Bが自転車であり不安定な走行することも予想されること、看板は路側帯に20cmほどはみ出していた状況にあったこと、AはB車とすれ違う際に意識的にスピードを調節したり、側方間隔を空けて走行していたとは認められないことなどを考慮すると、過失割合はAが80%、Bが20%と

するのが相当」

と認定しました。

(東京地裁 平成31年3月26日判決)

■今日の朝礼話題

『朝日で眩しいときは慎重な運転を』

さる11月10日午前8時前、千葉県若葉区の道路で荷物の積み下ろしのため停車していた大型トラックに、後ろから来た中型トラックが突っ込み、助手席に乗っていた50代の男性が死亡し、運転者など2人がけがをしました。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2021/11/16/tw-asahi-mabushiitoki/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日(弊社営業日)更新しています。

(情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓)

<http://www.think-sp.com/about/>

■【好評発売中】手帳「2022トラック運行管理者手帳」(カバー・濃紺)
手帳「2022バス運行管理者手帳」(同・ワインレッド)

※仕様 A6判/222ページ/表紙ビニールレザー/本色2色刷

※価格 各1,320円(税込・送料実費)

今年も「2022トラック運行管理者手帳」「2022バス運行管理者手帳」の販売を開始しております。

両手帳とも、運行管理者として知っておきたい最新の法改正などを「法令編」

「知識編」「データ編」としてまとめており、煩雑になりがちな運行管理関係の法令知識をお手元で確認していただくのにとっても便利です。

スケジュール欄も充実しており、また、2022年版から月間カレンダーにおける祝日や交通に関するこよみの文字を大きくしましたので、より読みやすく、日々の運行管理に役立つ手帳となっております。

【詳しくはこちら↓】

<https://2014unkoukanridiary.jimdo.com/>

■【好評発売中】単行本『心のまなび』から考える交通安全教育』

※仕様 A5判／240ページ／表紙カラー刷、本文一色刷

※価格 2,200円（税込・送料実費）

※著者 金光義弘（川崎医療福祉大学名誉教授・NPO法人安全と安心 心のまなびば理事長）

本書は、心理学者である著者が、長年の研究と実践で培った知識と経験をもとに、現在の交通問題についての様々な提言をまとめた一冊です。

「健康なくして安全なし」と言われるように、ストレスや健康管理ミスが交通事故の原因になることも少なくありません。本書では、このような問題に対して健康心理学の視点から取り上げており、どうして健康を害すのか、ストレスが溜まるのかを理解することができます。

提言はリスクマネジメントの基本からこれからの交通社会を担う子どもの安全教育まで、幅広いジャンルに渡ります。また、事業所で実施できる事故防止対策のアイデアも紹介していますので、職場での交通安全教育にも最適の一冊です。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3CPIvKr>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和3年11月16日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15ピアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

